



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 155 特定非営利活動法人の設立認証の申請
(NPO協働推進課)
- 156 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 157 大規模小売店舗の新設の届出 (")
- 158 " (")
- 159 " (")
- 160 換地計画に関する地積を特に減じて換地を定める土地の指定 (農村計画課)
- 161 保安林予定森林 (森林整備課)
- 162 保安林の指定の解除予定 (")
- 163 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)
- 164 公有水面埋立ての免許の出願 (漁港課)

○ 公告

入札公告 (下水道課)

○ 正誤

平成 17 年 1 月 11 日付け和歌山県報第 1622 号目次
平成 17 年 1 月 11 日付け和歌山県報第 1622 号和歌山県告示第 13 号中

告 示

和歌山県告示第 155 号

特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 10 条第 1 項の規定による設立認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成 17 年 3 月 27 日まで縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

- 申請年月日
平成 17 年 1 月 27 日
- 名称
特定非営利活動法人紀の国やっちゃん振興会
- 代表者の氏名
南出昌彦
- 主たる事務所の所在地
橋本市隅田町河瀬 429 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、伊都橋本地方を中心に古くから踊り唄いつがれたきた「やっちゃんまかせ」の自由で闊達な精神を受けついで「紀の国やっちゃん」を子どもからお年寄りまでだれもが自由に創造し参加でき、みんなで楽しめる「新しい踊る文化」として普及振興する。

「やっちゃんまかせ」の伝統と文化を将来に継承するとともに、「ふるさとを愛する運動」の輪を広げ、伊都橋本地方の未来に誇れる素晴らしいまちづくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第 156 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)附則第 5 条第 1 項(法附則第 5 条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第 5 条第 4 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン田辺元町店
和歌山県田辺市上の山二丁目 17 番 22 号
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
和歌山市元町奉行丁二丁目 65 番地
- 変更しようとする事項
(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 8 時

(変更後) 開店時刻午前 9 時 閉店時刻午後 10 時
 (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前 8 時 50 分から午後 8 時 10 分まで
 (変更後) 午前 8 時 50 分から午後 10 時 10 分まで

4 変更する年月日
 平成 17 年 2 月 16 日

5 変更する理由
 消費者ニーズに応えるため。

6 届出年月日
 平成 17 年 2 月 2 日

7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目 1 番地)
 西牟婁振興局県民行政部地域行政課 (和歌山県田辺市朝日ヶ丘 23-1)
 田辺市経済部経済課 (和歌山県田辺市新屋敷町 1)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 6 月 15 日まで
 時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 157 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 エバグリーン海南店
 和歌山県海南市重根 35
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
 和歌山市元町奉行丁二丁目 65 番地

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅 1590 番地
 (変更後) 和歌山市元町奉行丁二丁目 65 番地

4 変更の年月日

平成 16 年 12 月 24 日

5 変更する理由

本社移転のため。

6 届出等の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目 1 番地)

海南市産業情報部商工振興課 (和歌山県海南市日方 1525-1)

7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 6 月 15 日まで

時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 158 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパーエバグリーン宮前店
 和歌山市中島 576-3
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
 和歌山市元町奉行丁二丁目 65 番地
- 3 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並

びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅 1590 番地
 (変更後) 和歌山市元町奉行丁二丁目 65 番地
 4 変更の年月日
 平成 16 年 12 月 24 日
 5 変更する理由
 本社移転のため。
 6 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目 1 番地)
 和歌山市産業部商工振興課 (和歌山市七番丁 23)
 7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 6 月 15 日まで
 時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 159 号

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から 4 月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	特に減ずる地積 ㎡	摘要
白浜町	栄	下柳原	1135-2	田	田	46	3	
白浜町	栄	下柳原	1169-2	田	田	304	212	
白浜町	中	大森	1122-1	田	田	630	41	
白浜町	栄	中新田	1214	田	田	710	64	
白浜町	中	犬之馬場	957	田	田	575	118	
白浜町	中	犬之馬場	958	田	田	482	240	
白浜町	中	大森	1173	田	田	208	151	

エバグリーン広瀬店
 和歌山市元町奉行丁二丁目 66 番地
 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社廣甚 代表取締役 廣岡聖司
 和歌山市元町奉行丁二丁目 65 番地
 3 変更した事項
 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅 1590 番地
 (変更後) 和歌山市元町奉行丁二丁目 65 番地
 4 変更の年月日
 平成 16 年 12 月 24 日
 5 変更する理由
 本社移転のため。
 6 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目 1 番地)
 和歌山市産業部商工振興課 (和歌山市七番丁 23)
 7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成 17 年 2 月 15 日から平成 17 年 6 月 15 日まで
 時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 160 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、次に掲げる土地を、平成 17 年 1 月 25 日付けで地積を特に減じて換地を定める土地として指定したので、その旨を公告する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

白浜町	中	汐田	1628	田	田	651	115
白浜町	栄	下柳原	1168-1	田	田	849	164
白浜町	栄	中新田	1218	田	田	763	118
白浜町	栄	下柳原	1172-1	田	田	247	204
白浜町	中	江崎	1406	田	田	1094	129
白浜町	中	江崎	1394	田	田	641	329
白浜町	栄	中新田	1229	田	田	869	34
白浜町	中	大森	1216	田	田	155	48
白浜町	中	小森	1302	田	田	757	308
白浜町	中	大森	1127-1	田	田	361	266
白浜町	中	江崎	1423	田	田	152	98
白浜町	中	江崎	1465-1	田	田	885	503
白浜町	中	大森	1128-1	田	田	301	104
白浜町	中	大森	1175-1	田	田	257	64
白浜町	中	江崎	1463	田	田	644	374
白浜町	中	犬之馬場	959	田	田	664	244
白浜町	中	大森	1131-3	田	田	300	0.3
白浜町	中	大森	1128-5	田	田	46	3
白浜町	中	大森	1213	田	田	895	234
白浜町	中	大森	1260-2	田	田	687	2
白浜町	中	江崎	1456	田	田	895	154
白浜町	中	江崎	1467	田	田	1041	270
白浜町	中	江崎	1404	田	田	697	324
白浜町	中	江崎	1466	田	田	191	19
白浜町	中	小森	1301	田	田	403	80
白浜町	中	小森	1327	田	田	971	77
白浜町	中	小森	1329	田	田	409	381
白浜町	中	犬之馬場	943	田	田	697	200
白浜町	中	江崎	1399-1	田	田	614	69
白浜町	中	大森	1261-1	田	田	697	154
白浜町	中	大森	1261-2	田	田	168	137
白浜町	中	犬之馬場	960	田	田	1335	167

白浜町	中	大森	1131-1	田	田	300	121
白浜町	中	江崎	1396	田	田	423	82
白浜町	中	江崎	1424	田	田	687	392
白浜町	中	日根	963	田	田	1064	34
白浜町	中	小森	1330-1	田	田	651	335
白浜町	中	小森	1304-1	田	田	191	135
白浜町	中	江崎	1460-2	田	田	826	17
白浜町	中	日根	964-1	田	田	343	108
白浜町	中	小森	1336-1	田	田	664	248
白浜町	中	小森	1298	田	田	224	212
白浜町	中	江崎	1413	田	田	409	62
白浜町	中	小森	1332	田	田	476	160
白浜町	栄	下柳原	1176	田	田	1051	57
白浜町	栄	中新田	1228	田	田	687	294
白浜町	中	大森	1262	田	田	634	315
白浜町	中	大森	1263	田	田	723	87
白浜町	栄	古川	1326-1	田	田	214	107
白浜町	中	江崎	1395	田	田	674	146

和歌山県告示第 161 号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字口色川字寺山 3971（次の図に示す部分に限る。）、3972
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第 162 号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡中辺路町大字高原字朝来平 1705、1706
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第 163 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定について特定第 2 号漁業者の同意成立の届出があり、審査したと

ころ適正であると認められるので、同法第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

漁業災害補償法第 104 条第 2 号に掲げる漁業

加入区	区域	区分
神谷一本釣加入区	由良町漁業協同組合の地区	主として一本釣を営む漁業(昭和 62 年和歌山県告示第 178 号において設定された法第 104 条第 2 号に掲げる漁業のうち由良町漁業協同組合の地区に係る主として一本釣を営む漁業)

和歌山県告示第 164 号

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により、同項に規定する書面及び関係図書を和歌山県東牟婁郡港湾空港振興局漁港課、東牟婁振興局新宮建設部及び太地町役場において、告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木村良樹

1 埋立免許出願人

(1) 所在地 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地 3767-1 番地

(2) 名称 太地町

(3) 代表者住所 和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦 636-5 番地

(4) 代表者氏名 太地町長 三軒一高

2 埋立区域

(1) 位置

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地字奇子路 3166-11 番地、3166-7 番地、3166-8 番地、3184-9 番地、3184-2 番地、3165-2 番地、3165-3 番地、3165-1 番地、3164-1 番地及び 3901-9 番地に接する道路敷である県有地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉑の地点と㉒の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉒の地点 和歌山県東牟婁郡太地町太地、太地港北防波堤灯台(北緯 33 度 35.3 分, 東経 135 度 57.0 分)

から 290 度 06 分 04 秒 681.08m の地点

- ㉓の地点 ㉒の地点から 66 度 14 分 50 秒 2.00m の地点
- ㉔の地点 ㉓の地点から 156 度 54 分 49 秒 1.12m の地点
- ㉕の地点 ㉔の地点から 68 度 38 分 00 秒 5.09m の地点
- ㉖の地点 ㉕の地点から 72 度 34 分 43 秒 6.59m の地点
- ㉗の地点 ㉖の地点から 164 度 48 分 16 秒 0.05m の地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から 76 度 54 分 22 秒 5.99m の地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から 80 度 47 分 44 秒 5.99m の地点
- ㉚の地点 ㉙の地点から 84 度 41 分 20 秒 5.99m の地点
- ㉛の地点 ㉚の地点から 87 度 02 分 05 秒 5.99m の地点
- ㉜の地点 ㉛の地点から 89 度 03 分 05 秒 2.40m の地点
- ㉝の地点 ㉜の地点から 358 度 51 分 13 秒 0.05m の地点
- ㉞の地点 ㉝の地点から 89 度 03 分 05 秒 3.60m の地点
- ㉟の地点 ㉞の地点から 90 度 58 分 25 秒 5.99m の地点
- ㊱の地点 ㉟の地点から 95 度 05 分 42 秒 4.79m の地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から 99 度 49 分 59 秒 2.99m の地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から 103 度 20 分 54 秒 2.99m の地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から 106 度 53 分 31 秒 2.99m の地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から 110 度 29 分 17 秒 2.99m の地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から 112 度 16 分 06 秒 3.00m の地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から 110 度 43 分 55 秒 21.47m の地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から 141 度 43 分 01 秒 39.18m の地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から 231 度 43 分 01 秒 0.05m の地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から 141 度 43 分 01 秒 31.80m の地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から 51 度 43 分 01 秒 0.05m の地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から 141 度 43 分 01 秒 36.90m の地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から 51 度 43 分 01 秒 1.12m の地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から 141 度 43 分 01 秒 2.84m の地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から 248 度 40 分 14 秒 4.86m の地点
- ㊰の地点 ㊿の地点から 320 度 11 分 56 秒 1.78m の地点
- ㊱の地点 ㊰の地点から 317 度 12 分 00 秒 10.03m の地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から 316 度 14 分 00 秒 10.05m の地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から 316 度 27 分 38 秒 10.04m の地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から 315 度 37 分 37 秒 10.06m の地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から 317 度 35 分 55 秒 10.03m の地点

- ㉞の地点 ㉞の地点から 319 度 49 分 37 秒 10.01m の地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から 329 度 53 分 38 秒 10.10m の地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から 336 度 17 分 28 秒 10.33m の地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から 316 度 41 分 16 秒 10.04m の地点
- ㊳の地点 ㊳の地点から 326 度 54 分 59 秒 10.04m の地点
- ㊴の地点 ㊴の地点から 321 度 20 分 28 秒 7.09m の地点
- ㊵の地点 ㊵の地点から 304 度 00 分 38 秒 10.27m の地点
- ㊶の地点 ㊶の地点から 289 度 58 分 19 秒 10.00m の地点
- ㊷の地点 ㊷の地点から 288 度 44 分 28 秒 9.63m の地点
- ㊸の地点 ㊸の地点から 276 度 49 分 42 秒 9.37m の地点
- ㊹の地点 ㊹の地点から 270 度 43 分 25 秒 9.82m の地点
- ㊺の地点 ㊺の地点から 267 度 28 分 05 秒 9.82m の地点
- ㊻の地点 ㊻の地点から 262 度 32 分 34 秒 9.67m の地点
- ㊼の地点 ㊼の地点から 255 度 36 分 34 秒 9.66m の地点
- ㊽の地点 ㊽の地点から 254 度 44 分 45 秒 7.79m の地点
- ㊾の地点 ㊾の地点から 246 度 14 分 50 秒 1.95m の地点

(3) 面積

810.63 ㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県東牟婁郡太地町大字太地字寄子路 3168-3 番地から 3184-9 番地を経て 3901-9 番地に至る土地に接する道路敷である国有地並びに同地先公有水面、同町大字太地字寄子路 3167-11 番地、3167-10 番地、3166-10 番地及び 3167-1 番地の地内並びに同地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びいの地点とよの地点とを結んだ線により囲まれた区域

- いの地点 和歌山県東牟婁郡太地町太地、太地港北防波堤灯台(北緯 33 度 35.3 分、東経 135 度 57.0 分)から 291 度 11 分 01 秒 708.39m の地点
- ろの地点 いの地点から 73 度 07 分 48 秒 49.60m の地点
- はの地点 ろの地点から 92 度 22 分 59 秒 39.16m の地点
- にの地点 はの地点から 108 度 18 分 28 秒 35.59m の地点
- ほの地点 にの地点から 126 度 13 分 21 秒 16.03m の地点

- への地点 ほの地点から 141 度 43 分 01 秒 111.03m の地点
- との地点 への地点から 141 度 43 分 01 秒 33.88m の地点
- ちの地点 との地点から 241 度 13 分 27 秒 47.02m の地点
- りの地点 ちの地点から 335 度 51 分 49 秒 29.21m の地点
- ぬの地点 りの地点から 315 度 57 分 40 秒 46.11m の地点
- るの地点 ぬの地点から 320 度 04 分 11 秒 15.00m の地点
- をの地点 るの地点から 328 度 41 分 10 秒 46.63m の地点
- わの地点 をの地点から 293 度 51 分 54 秒 28.27m の地点
- かの地点 わの地点から 271 度 26 分 13 秒 28.09m の地点
- よの地点 かの地点から 252 度 51 分 22 秒 37.23m の地点

(3) 面積

10,066.23 ㎡

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成 16 年 12 月 27 日

公 告

入 札 公 告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀浄化センター管理棟建築工事の入札に参加を希望する者は、次により技術資料を提出されたく公募する。

平成 17 年 2 月 15 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

1 工事の概要

- (1) 工事名 平成16年度 国債流下管 第2号-35 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀浄化センター管理棟建築工事
- (2) 工事場所 那賀郡岩出町中島地内
- (3) 工事概要 本体建築工(管理棟)一式 規模・構造 鉄筋コンクリート造、地上2階地下1階 建築面積 915.09㎡ 延べ床面積 1,753.15㎡

- (4) 工期 平成18年3月24日まで
- (5) 予定価格 357,178,500円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (6) 調査基準価格 303,601,200円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。

ウ 次のいずれかであること。

(ア) 那賀郡に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者で、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過し、建築一式工事について和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成15年10月14日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する総合点数が800点以上であること。

(イ) 和歌山県内に主たる営業所を有する者で、法第3条に基づく建築工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過し、建築一式工事について審査要綱第3条第2項に規定する総合点数が900点以上であること。

エ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年8月1日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 共同企業体の結成に当たっては、以下の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

ア 共同企業体の構成員数は、2者であること。

イ 共同企業体の構成員は、那賀郡に主たる営業所を

有する者を必ず含むこと。

ウ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

エ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

オ 共同企業体において、建築工事業の監理技術者が5名以上在籍すること。

カ 共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する建築一式工事の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成6年度以降に鉄筋コンクリート造の床面積500㎡以上の建築物の建築工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

キ 共同企業体の代表幹事となる者は、元請として平成6年度以降に鉄筋コンクリート造の床面積500㎡以上の建築物の建築工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格者証を有していた者に限る。)としての施工実績(施工中のものを除く。)をもつ専任の監理技術者を配置すること。

ク 共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

3 技術資料の作成及び提出に係る事項

- (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年2月15日(火)から平成17年3月1日(火)までの土曜日、日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで。

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話 073-441-3200(直通)

- (2) 技術資料の提出方法

提出は、受付期限までに直接受付場所に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

- (3) 技術資料の受付期間及び受付場所

ア 受付期間 (1)のイに同じ。

イ 受付場所 (1)のイに同じ。

4 技術資料の審査に関する事項等

- (1) 指名審査について

指名に係る審査基準は、和歌山県建設工事指名競争入札参加者指名要綱(平成15年8月25日制定)に基づき審査するものとする。

- (2) 技術資料の審査に関する事項

技術及び指名審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、以下のとおり。

評価項目	着目点
ア施工実績	代表幹事 元請として平成6年度以降の鉄筋コンクリート造の床面積500㎡以上の建築物の建築工事の施工実績（施工中のものを除く。）
イ技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の元請として平成6年度以降の鉄筋コンクリート造の延床面積500㎡以上の建築物の建築工事の施工実績（施工中のものを除く。） 配置予定技術者の資格（監理技術者） 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格（主任技術者）

5 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

6 指名業者の公表について

指名業者については、入札執行後に公表するものとする。

正 誤

正 誤

平成 17 年 1 月 11 日付け和歌山県報第 1622 号目次中

ページ	段	行目	誤	正
1	左	上から11	生馬西土地改良区	生馬土地改良区

正 誤

平成 17 年 1 月 11 日付け和歌山県報第 1622 号和歌山県告示第 13 号中

ページ	段	行目	誤	正
3	左	下から12	生馬西土地改良区	生馬土地改良区